

科目名(Subject)	民法研究 III (発展) (Civil Law III (advanced))		
単位数(Credits)	2 単位	開講時期	後期
担当教員名 (Name)	橋本 伸 (Shin Hashimoto)	研究室番号 (Office)	508
Office Hours	適宜(事前に連絡いただければ調整します)		
<p><b>1. 授業目的・方法(Course objective and method)</b></p> <p>(1) *民法は、人が生まれてから死ぬまでの間のあらゆる段階で起こる①財産の帰属関係、②取引(契約)関係、③侵害関係、④家族関係を規律する、我々の日常生活に最も身近な法律である。これらのうち本講義は、④(および①)に相当する部分を扱う。具体的には、民法典の第4編「親族編」及び第5編「相続編」に関する725条～1050条に相当する部分を扱う。</p> <p>(2) 方法：演習(ゼミ)形式で行う。報告者は事前に文献を読み、レジュメを作成し、報告日の2日前までに担当教員および他の履修者に報告原稿をメールで送ること、また報告者以外の履修者は事前に文献および報告原稿を読んだうえで、報告者に質問し、議論に参加することが求められる。</p>			
<p><b>2. 達成目標(Course Goals)</b></p> <p>民法(相続法)上の現代的な問題を理解し、法的な文章で説明することができるようになること</p>			
<p><b>3. 授業内容(Course contents)</b> 以下は予定</p> <p>第1回 家族法入門——親族法および相続法の概説</p> <p>第2回 相続法①：概説(相続の根拠、法定相続と遺言相続との関係ほか)</p> <p>第3回 相続法②：法定相続(その1)相続人の確定1(相続人の範囲と相続順位、欠格と排除)</p> <p>第4回 相続法③：法定相続(その2)相続人の確定2(相続の承認・放棄)</p> <p>第5回 相続法④：法定相続(その3)相続財産の確定1</p> <p>第6回 相続法⑤：法定相続(その4)相続財産の確定2</p> <p>第7回 相続法⑥：法定相続(その5)相続分の確定(法定相続分、指定相続分ほか)</p> <p>第8回 相続法⑦：法定相続(その6)相続分の確定(特別受益の持戻し、寄与分)</p> <p>第9回 相続法⑧：法定相続(その7)遺産の共有(遺産共有、遺産管理)</p> <p>第10回 相続法⑨：法定相続(その8)遺産分割、配偶者の居住権保護</p> <p>第11回 相続法⑩：法定相続(その9)相続回復請求権</p> <p>第12回 相続法⑪：法定相続(その10)相続財産の清算</p> <p>第13回 相続法⑫：遺言相続(その1)遺言の概説(成立、方式、解釈)</p> <p>第14回 相続法⑬：遺言相続(その2)遺贈、遺産分割方法の指定、遺言執行</p> <p>第15回 相続法⑭：遺言相続(その3)遺留分、遺留分減殺請求</p>			
<p><b>4. 事前学修・事後学修(Preparation and review)</b></p> <p>事前学習：指定文献を読むこと</p> <p>事後学習：文献の再読および当日の議論の確認</p>			
<p><b>5. 使用教材(Teaching materials)</b></p> <p>①六法(必須。最新のものが望ましいが、最低限、債権法改正および相続法改正に対応しているものであること)</p> <p>②前田陽一ほか『民法VI 親族・相続(第5版)(LEGAL QUEST)』(有斐閣、2019年)</p>			

## 6. 成績評価の方法(Grading)

①報告 (40%)、②出席および質疑 (30%)、③レポート (30%) による。

## 7. 成績評価の基準(Grading Criteria)

秀 (100~90) : 民法 (所有法) の問題について、秀でた理解力を示し、民法理論を応用して、様々な問題について秀でた分析を加えることができる。

優 (89~80) : 民法 (所有法) の問題について、優れた理解力を示し、民法理論を応用して、様々な問題について優れた分析を加えることができる。

良 (79~70) : 民法 (所有法) の問題について、良い理解力を示し、民法理論を応用して、様々な問題について良い分析を加えることができる。

可 (69~60) : 民法 (所有法) の問題について、理解力を示し、民法理論を応用して、様々な問題について分析を加えることができる。

不可 (59~0) : 民法 (所有法) の問題について、十分な理解力を持たず、民法理論を応用して、様々な問題について分析を加えることができない。

## 8. 履修上の注意事項(Remarks)

・学部において民法の講義を履修していることが望ましいが、各自で知らないところを調べる気持ちがあるなら、履修の有無は問わない。

・受講を考えている学生は、文献の準備の都合上、開講日の5日前までに必ず連絡ください (連絡先 : [sinhashimoto5211@res.otaru-uc.ac.jp](mailto:sinhashimoto5211@res.otaru-uc.ac.jp)) 。